

誹謗中傷等に関する刑事罰について

■名誉毀損（刑法第 230 条） 3 年以下の懲役、禁錮、50 万円以下の罰金

【想定事例】

- ・「A 店ではコロナに感染した従業員が働いている」という書き込みや噂

【判例】

- ・インターネット掲示板に「インチキ B 粉碎！」と書き込む（東京高裁 H21.1.30）
- ・「C は経営者などから買収された前歴がある」とビラを頒布（大阪地裁 H4.3.25）

■信用毀損（刑法第 233 条） 3 年以下の懲役、50 万円以下の罰金

【想定事例】

- ・インターネット掲示板に、「感染対策がきちんとできていないから、D 病院ではクラスターが発生した」と虚偽の情報を書き込み

【判例】

- ・コンビニで購入した商品に異物が混入されていたと虚偽を申告
(最高裁 H15.3.11)

■偽計業務妨害（刑法第 233 条） 3 年以下の懲役、50 万円以下の罰金

【想定事例】

- ・「E 店で働いている従業員はコロナに感染している」とデマを流して、営業を妨害

【判例】

- ・企業に「F は何人もと不倫をしている」などと誹謗中傷を繰り返し電話して、業務を妨害
(福岡地裁 H13.12.19)

■威力業務妨害（刑法第 234 条） 3 年以下の懲役、50 万円以下の罰金

【想定事例】

- ・インターネット掲示板に「クラスターになった G 施設を放火する」と書き込み、業務を妨害

【判例】

- ・「H 中学校の学生を殺す」と F A X し、三者面談を中止（和歌山地裁 H28.5.12）
- ・「爆発物を仕掛けた」と問い合わせフォームに書き込み、市役所の業務を妨害
(東京地裁 H28.10.21)

■脅迫（刑法第 222 条） 2 年以下の懲役、30 万円以下の罰金

【想定事例】

- ・インターネット掲示板に「コロナに感染した I を殺す」という書き込み

【判例】

- ・インターネット掲示板に「滅茶苦茶に刺して切り裂く」と書き込む（東京地裁 H18.3.27）
- ・インターネット掲示板に「証人請求でババアを呼ぶので、文化センターは血の海になる」と書き込む（東京高裁 H20.5.19）

■侮辱（刑法第 231 条） 拘留、科料

【想定事例】

- ・コロナに感染した J は、ドアホ

【判例】

- ・街宣車で「K 企業の社長はホモ」と叫ぶ（東京地裁 H9.9.25）